

三木市立学校における統合準備委員会設置要綱

三木市教育委員会

(設置)

第1条 三木市立学校の統合に当たっての課題の検討及び調整等を行い、円滑に統合を推進するため、統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果について三木市教育長に報告するものとする。

- (1) 学校名称、校歌、校章及び校旗等に関すること。
- (2) 式典及び行事に関すること。
- (3) P T A組織及び運営等に関すること。
- (4) 学校運営等に関すること。
- (5) 学校施設等の整備に関すること。
- (6) 通学方法及び安全確保等に関すること。
- (7) その他統合に関し必要な事項

(組織)

第3条 準備委員会は、30人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者の代表者
- (2) 地域の代表者
- (3) 関係学校の代表者
- (4) その他教育長が必要と認めるもの

3 委員の任期は、準備委員会の立ち上げ時から所掌事務が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 統合後も継続した協議が必要な場合は、準備委員会と教育委員会で協議の上、継続協議する内容、組織体制などを決定する。

(委員長及び副委員長)

第4条 準備委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 準備委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、協議する案件により、会議において非公開とすることができます。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し会議への出席又は資料の提出を求め、その意見を聞くことができる。
- 6 会議で決定又は承認した事項は、関係者に広く周知するものとする。

(部会の設置)

第6条 準備委員会に次に掲げる部会を置き、部会員は準備委員会委員のうちから選出し、第2条に定める事項について調査、検討及び協議を行い、その結果を準備委員会に報告するものとする。

- (1) 総務部会
- (2) P T A部会
- (3) 学校運営部会
- (4) 通学・安全部会

2 部会の所掌事務は、別表のとおりとする。

(部会の部会長及び副部会長)

第7条 部会に部会長及び副部会長2人以内を置き、部会員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、各部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、非公開とする。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外のものに対し会議への出席又は資料の提出を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 準備委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

- 2 部会の庶務は、教育委員会及び部会において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月16日から施行する。
(準備委員会招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に招集される準備委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。